

**近畿農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰のうち
地域貢献活動に係る応募要領**

第1 趣 旨

近畿農政局所管の農業農村整備事業（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）した受注者を表彰し、意欲の高揚を図るとともに、農地・農業用水などの保全管理の適正化、地域の安全・安心の確保、地域の環境保全、農業及び農村の振興に寄与し、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰対象内容

過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工の農業農村整備関連活動又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行っている建設会社等の企業（受注者）を対象者として、優れた地域貢献活動を表彰するものである。

第3 募集内容

1 応募対象範囲

- ・対象地区は継続地区のみならず、事業完了地区においての活動も含める。
- ・地区の工事に関する実績は、前年度完了工事から10年程度を対象とするが、活動自体は最近行っているものを対象とする。
- ・地域貢献活動は、継続性・広域性・緊急性等を総合的に判断し貢献度が高いものを評価する。
- ・企業（受注者）の取組みを対象として表彰するものであり、企業（受注者）に属する個人の個々の活動を対象とするものではない。
- ・地域農産物消費拡大等活動は、管内における前年度の活動を対象とする。

2 評価対象活動内容

以下の事例に掲げる内容に類似する活動を行っている企業（受注者）であって、その活動が受益者及び地域社会から評価を得たもの。

（1）造成施設の保全管理活動

水路やため池など農業水利施設を施工した企業（受注者）が、大雨や地震後に施設管理者と見回りを行い、コンクリート構造部の目地詰め、遮水シートの補修、倒木等の緊急処理を行うなど、造成施設の保全に貢献している。

（2）農地・農業用水等の資源保全活動

- ① 地域が行う水路の泥さらえや草刈り、ため池の清掃、農道への砂利の補充等に企業（受注者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全に貢献している。
- ② 耕作放棄地を解消するための植栽活動等に企業（受注者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全管理に貢献している。

(3) 農村環境保全活動

- ① 生態系に配慮した設計・施工を行った企業（受注者）が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング等、フォローアップを行い生態系の保全に貢献している。
- ② 地域が行う水路法面への花の植栽等の景観形成活動に企業（受注者）の職員が団体で参加し、地域農村環境の向上に貢献している。

(4) 地域防災活動

- ① 豪雨時に、越流の危険がある排水路の天端に土のうを積んだり、企業内の農村災害復旧専門技術者等により応急工事の技術的支援をする、万一の被害に備え排水用ポンプ準備・設置する等、受益地域の防災活動に貢献した。
- ② 渇水時に揚水ポンプを土地改良区と打合せの上、必要箇所に提供・設置し、農作物被害の軽減に貢献した。

(5) 住民参加型直営施工

住民参加型直営施工により管理用道路の安全施設等を施工する際に、詳細設計や施工計画についてアドバイスをしたり、必要に応じ機械の提供等の協力を行っている。

(6) 地域農産物消費拡大等活動

自発的な取組で第三者と連携して自治体が生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品開発に参加するなど、地域農産物消費拡大に貢献している。

(7) その他の活動

第4 応募方法

- 1 上記の募集案件に該当する企業（受注者）は、応募用紙（別添様式）に必要事項を記入の上、現在事業実施中の地区において活動を行っている企業については当該事業（務）所長に、また、現在事業完了している地区において活動を行っている企業については当該完了地区の管理を所掌する土地改良調査管理事務所に応募用紙等を提出するものとする。
- 2 上記1により、企業（受注者）から応募用紙の提出を受けた事業所（務）長は、応募内容を確認の上、別紙3、別紙4-1及び別紙5（別添様式）地域貢献活動応募用紙等を添付して農村振興部長に推薦を行うものとする。

第5 応募期間

令和7年4月23日から令和7年6月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日9時から17時まで。